

令和9年度介護老人保健施設から介護医療院への転換整備事業について

第1章 事業概要等

1 介護医療院とは

介護医療院は、「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として、平成30年4月より創設された介護保険施設で、医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者にも対応できる受け皿となることが期待されています。

2 概要

札幌市内で運営する介護老人保健施設から介護医療院への転換を希望する施設を公募します。

(1) 対象施設

札幌市内で運営する介護老人保健施設

(2) 整備施設数

1施設（100床程度）

(3) 留意事項

転換に伴う増床は認めない。

(4) 事業者の選定について

整備施設数以上の応募があった際は、事業者から提出された計画本書等を介護保険課で定める審査基準に基づき審査し、選定します。

(5) その他

補助事業者は、提出した計画本書の内容を遵守し施設整備を進めていただきますので、選定後の事業計画の変更は原則認めておりません。変更内容によっては、事業計画の実施が困難とみなされ、選定及び内示が取消される場合がありますので、軽微な変更でも必ず札幌市へ事前相談してください。

また、計画書等の内容について虚偽等が判明した場合、応募を無効とする場合がありますので、ご了承ください。

これらに伴い損害、費用負担等が発生しても、札幌市は一切の補償等はいたしません。

3 事前相談について

原則として、事前相談は事業者の理事等責任者の方にお越し願います。設計業者等関係者の方の同席は構いませんが、関係者の方のみの申請案件に係る事前相談は原則としてお受けしませんのでご協力願います。

事前相談については、来庁日時を札幌市介護保険課施設指導係(整備担当：Tel011-211-2972)にご予約のうえ、お越しく下さい。なお、予約がない場合は、相談を受けることができない場合がありますので予めご了承ください。

4 令和9年度整備分の補助事業者選定までのスケジュール

時 期	令和9年度整備分
R8.6	公募実施の公表
公表後～	相 談 期 間
R8.6～8	計画概要書の提出（7月31日まで） 計画本書の提出（8月21日まで）
R8.9～11	事前審査、担当者ヒアリング
R8.12	事業者の決定（12月上～中旬）

- ・事業者の決定時期は予定であり、変更となる可能性があります。
- ・事業者決定後の詳しいスケジュールについては、別途説明いたします。

5 計画書の提出について

(1) 計画書の提出期限

計画概要書：令和8年7月31日（金）

計画本書：令和8年8月21日（金）

※計画本書の提出には、計画概要書を提出していることが前提となります。
※いずれも17時（必着）厳守

※計画概要書は、持参又は郵送により、紙媒体にてご提出ください（郵送の場合は必着）。

※計画本書提出後の書類の差し替え及び追加提出は認めません。ただし、札幌市が審査にあたって必要と認めた書類を除きます。

(2) 計画本書の作成方法

ア 計画本書は、様式集及び計画本書添付書類一覧を参考にし、すべてA4サイズで作成してください。

※A4サイズ以外の書類（図面等）は、折る、A4サイズ用の紙に貼り付けるなどしてください。

イ 書類の項目ごとに仕切り紙を1枚挿入し、その仕切り紙の右上部分に書類名を記載するとともに、書類番号を表記したインデックスを付けてください。

ウ ア、イの要領で作成した書類を2穴パンチで穴を開けてファイルに綴じ、ファイルの表側及び背表紙には、「介護老人保健施設から介護医療院への転換整備事業に係る計画本書 ○○会（事業者名）」と記載し、事業者名がわかるようにして提出してください。

い。

エ 計画本書に添付する書類は、原本の写しでも構いませんが、原本証明をしてください（登記簿や印鑑証明は原本をご提出願います）。

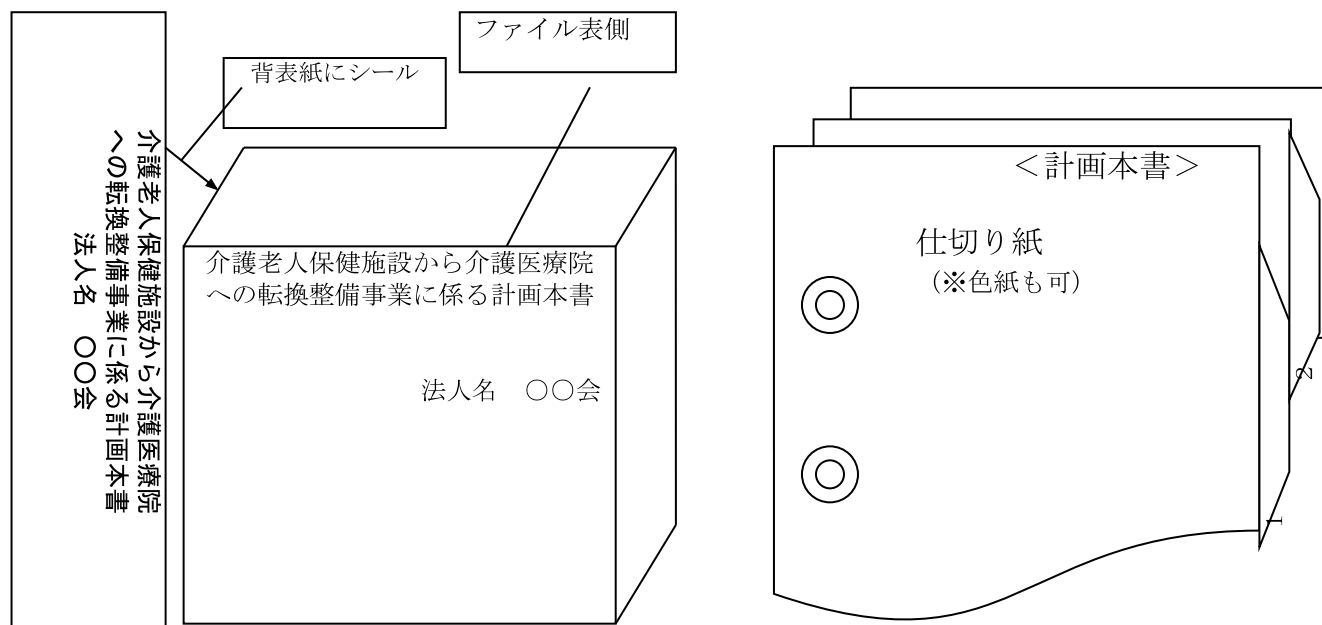
オ 札幌市が指定する様式等については、電子メールにてデータもご提出ください。

カ 後日、計画書の内容を確認させていただく場合もありますので、提出した計画書の副本も必ずお手元にお持ちください。

＜例＞

（ファイル外側）

（ファイル内側）



(3) 計画書の作成費用について

提出された計画書は、返却いたしません。また、計画書の作成に係る費用等はすべて応募者の負担となりますので、予めご了承ください。

第2章 補助金について

介護医療院への転換にあたり活用することができる補助金は以下のとおりです。転換にあたり必要な改修等、整備費に対する補助金はありません。

1 開設準備経費

転換にあたり必要となる備品や諸経費を対象とした補助金を交付予定であるため、補助上限を見込んで資金計画を作成してください。

(令和8年度基準額：単価1,036千円×定員数)

(1) 補助対象経費

円滑な開設等に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品購入に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、工事請負費

※リース契約は補助対象外です。

(2) 補助対象期間

人件費や賃借料等の月ごとに発生する経費を補助対象経費とする場合は、開設前の6か月間**かつ**補助金交付年度に発生した経費が補助対象期間となります。

また、備品等の購入を補助対象経費とする場合は、補助金交付年度が補助対象期間となります。

なお、事務着手から完了報告、本市からの補助金交付までを単年度で完結させる必要がありますので、遅くとも補助事業活用年度の年度末までに開設、2月末ごろまでに納品及び代金の支払いを終わらせることを念頭に準備を進めてください。

【補助対象期間の考え方】	補助事業年度（想定）	物品等	人件費等
令和10年3月開設の場合	令和9年度事業	令和9年4月分～ 令和10年2月分	令和9年9月分～ 令和10年2月分

※1 上記補助基準額は令和8年度北海道交付要綱で定められた補助基準額ですが、道交付要綱の改正等により、変更となる場合があります。

※2 補助対象経費として実際に支出する金額が、補助金額を下回った場合は、実際に支出する金額が補助金額となります。

※3 補助金は北海道及び札幌市の予算の範囲内で決定されるため、今後の状況によっては、上記補助金額を下回る等、内容が変更となる可能性もあります。

第3章 資金計画について

1 補助金について

補助金については上限を見込んで事業計画を作成してください。

※上限を見込んで資金計画は作成いただきますが、補助金の交付及び交付額を確約するものではありませんのでご了承願います。

2 融資について

資金計画の作成にあたり、融資を受ける場合は、原則として、独立行政法人福祉医療機構から融資を受けてください。

また、融資の額は、運営に及ぼす影響やホテルコスト低減等の観点から慎重に検討し、極力低額としてください。

なお、法人所管庁の承認が必要なく基本財産に担保を設定することができるのは、福祉医療機構からの借入及びこれに係る協調融資のみです。

(1) 福祉医療機構の融資（福祉貸付）について

施設整備費について、福祉医療機構から低利で融資を受けることができる場合があります。詳しくは福祉医療機構にご相談ください。

なお、融資にあたっては土地・建物の担保提供（抵当権の第1順位）が必要となります。また、福祉医療機構から融資を受けて資金計画を立てる場合は、札幌市へ計画本書を提出する前に福祉医療機構に必ず事前相談し、計画本書提出時にその経過を報告してください。

(2) 福祉医療機構と民間金融機関の協調融資について

福祉医療機構から融資限度額を借り入れても、なお資金が不足する場合は、民間金融機関からも融資を受けることができる協調融資制度があります。

協調融資は、福祉医療機構と覚書を締結した民間金融機関が福祉医療機構と共同して融資を行うものですが、貸付にあたっての審査事項は福祉医療機構と民間金融機関がそれぞれ基準を設けています。詳しくは各金融機関に確認してください。

福祉貸付事業（福祉医療機構）

<http://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

民間金融機関との協調融資制度のごあんない(福祉医療機構)

http://www.wam.go.jp/hp/guide-fukushikashitsuke-private_organization-tabid-154/

3 寄付を受ける場合について

寄付を受ける場合は、贈与契約書等の寄付者の意思を証明する書類、寄付者及び保証人の印鑑証明書、預金通帳等の寄付する資産を証明する書類を提出してください。

なお、社会福祉法人に寄付された財産は寄付者に返還することはできません。また、予定していた寄付が実行できない場合（寄付する資産が確認出来ないこと等を含む）、その資金計画は適当とは認められません。

4 収支計画について

無理のない確実な資金計画及び収支計画を作成してください。自己資金の確保や借入金の償還財源の調達方法等、確実性が認められない場合、適当な資金計画とは認められません。

また、資金を確保できているか確認するため、法人（寄付者含む）の決算状況、財産保有状況等を確認できる会計書類や残高証明書、計画本書の提出期限1か月以内の預金通帳の写し等を提出していただきます。預金通帳が複数に分かれている場合は、全て同一日の残高証明書及び通帳の写しを提出してください。

また、事業を継続して安定的に運営できるか、利用者に配慮した料金設定であるかを検証するため、収支計画も計画本書提出時にご提出いただきます。

第5章 人員・設備に関する基準

介護老人保健施設は、「札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成30年3月6日条例第5号）等に基づき、適正な運営や設備及び人員を確保する必要があります。

主な点については1及び2に列挙しますが、**必ず以下（札幌市ホームページ）にある基準条例や、第7章「各種法令」をご確認のうえ、ご計画ください。**

https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w_reiki_nonframe/H430901010005/H430901010005_j.html

1 人員基準について

職種	I 型介護医療院	II 型介護医療院
医師	48：1（施設で3以上） （形態により宿直あり）	100：1（施設で1以上）
薬剤師	150：1	300：1
看護職員	6：1	6：1
介護職員	5：1	6：1
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	適当数	適当数
栄養士	定員100以上で1以上	定員100以上で1以上
介護支援専門員	100：1（施設で1以上）	100：1（施設で1以上）
放射線技師	適当数	適当数
その他従業者	適当数	適当数

2 設備基準について

	設備	介護医療院（Ⅰ型Ⅱ型共通）
従来型	診察室	医師が診察を行うのに適切なもの
	病室・療養室	定員4名以下、床面積8.0㎡/人以上
	機能訓練室	40㎡以上
	談話室	談話を楽しめる広さ
	食堂	入所定員1人あたり1㎡以上
	浴室	身体の不自由なものが入浴するのに適したもの 一般浴槽のほかに入浴に介助を必要とする者の 入浴に適した特別浴槽を設けること
	レクリエーションルーム	十分な広さ
	その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤 所
	他設備	洗面所・便所（身体の不自由な者が利用するの に適したもの）、サービスステーション、調理 室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室
	医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガ ソリンに関する構造設備、放射線に関する構造 設備
	廊下	廊下幅：1.8m、中廊下の場合は2.7m
	耐火構造	原則、耐火建築物（2階建て又は平屋建てのうち 特別な場合は準耐火建築物）
ユニット型の場 合は右記も参照	ユニット	両洋室の面積は10.65㎡/床 共同生活室の床面積は2㎡×ユニット定員数 洗面設備と便所は適当数

第6章 審査基準

札幌市では転換を希望する事業者について、以下の「審査基準」等に基づいた審査のうえ、決定いたします。

＜審査基準＞

審査項目	審査基準
1 各種保健福祉計画等との整合性	各種保健福祉計画等に適合すること。
2 設置地域における当該施設の必要性	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入居希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。
3 計画施設の基本プラン	計画施設の基本プランが、施設種別ごとに国要綱（設備及び運営に関する基準）等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に各施設を所管している部長の意見を聞くこと。
4 資金計画	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄付等の方法により確保・確約されていること。 ※ 独立行政法人福祉医療機構以外からの融資は、原則として認めない。
5 設置主体の事業実績	近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 ※ この項目の評価にあたっては、特に監査指導室長等の意見を聞くこと。
6 設置主体の役員構成	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、法人の組織運営に係る要件を満たしていること。
7 準備状況	整備計画(主旨・事業内容・資金計画等)について理事会の議決を経ていること。
審査基準の適用方法	上記の各項目を「適」・「不適」の2段階で評価し、1項目でも「不適」があった場合は不可とする。

第7章 各種法令

1 関係法令・通知

(1) 介護保険関係、介護保険事業者の指定

ア 介護保険法（平9年法律第123号）

イ 介護保険法施行規則（平11年厚生省令第36号）

ウ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平30年厚生省令第5号）

エ 札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
（平成30年3月6日条例第5号）